

反問権と反論権に対する各自治体の取扱いについて（議会基本条例等）

2015/12 調べ

参考 千葉市 先例 【質疑】 答弁者は質疑を行った議員に対し、その趣旨を確認するための発言をすることができる。
【一般質問】 答弁者は一般質問を行った議員に対し、その趣旨を確認するための発言をすることができる。（平成 22 年 9 月 17 日幹事長会議）

	反問権	反論権	総 括			
				反問の行使	反論の行使	備考
鹿追町 （北海道）	（信義と緊張関係の保持による審議及び反問） 第6条 議会は、本会議及び委員会の審議において議員と町長、その他の執行機関の長及びその委任を受けた者（以下、「町長等」という）が、それぞれの権能を明確に認識し、相互にけん制し合う「期間対立の原理」を基本としながら、審議と緊張関係の保持に努め、次に掲げる共通理解のもと円滑な討議を行う。 （1）議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にして行うこと。 （2）前項における質疑応答において、町長等は答弁に必要な範囲内で「反問」ができる。	（政策提案に対する反論） 第7条 議会では、町長及びその他の執行機関の長若しくは議会等が行う提案において、町政の重要課題に係る事項で理解困難及び根拠不明な場合は、町長等及び議員は、議長又は委員長の許可を得て、審議と緊張関係を踏まえて「反論」することができる。	場 面	・ 本会議及び委員会 審議における質疑応答	・ 町長及びその他の執行機関の長若しくは議会等が行う提案において、町政の重要課題に係る事項で理解困難及び根拠不明な場合	反論権の行使 無
			行 使 者	・ 町長等 ※ 町長等とは、町長のほか、その他執行機関の長及びその委任を受けた者 答弁に必要な範囲内で反問ができる	・ 議員 ・ 町長等 審議と緊張関係を踏まえて反論することができる	
松阪市 （三重県）	（反問権及び反論権） 第10条 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して論点を明確にするため反問することができる。 2 （略）	同左 第10条 （略） 2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して反論することができる。	場 面	・ 議員の質問	議員又は委員会による ・ 条例の提案 ・ 議案の修正 ・ 決議等	反論権の行使 有
			行 使 者	・ 市長等 反問することができる	・ 市長等 反論することができる	
芽室町 （北海道）	（町長等と議会、議員の関係） 第11条6 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長および執行機関の長並びに職員（以下「町長等執行機関の長等」といいます。）は、議員の質疑および質問に対して、議長及び委員長の許可を得て、論点、争点を明確にするため反問することができます。	同左 第11条 1～6（略） 7 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長等執行機関の長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論することができます。	場 面	・ 議員の質疑および質問	議員又は委員会による ・ 条例の提案 ・ 議案の修正 ・ 決議等	反論権の行使 有
			行 使 者	・ 町長 ・ 執行機関の長 ・ 職員（出席要請を受けた者） 反問することができる	・ 町長 ・ 執行機関の長 ・ 職員（出席要請を受けた者） 反論することができる	
彦根市 （滋賀県）	（質疑、質問等の原則） 第10条 （略） 2 議長および委員長は、質疑および質問に対し、論点を整理するため、答弁者の反問を認めることができるものとする。	同左 第10条 （略） 3 議長は、議員または委員会による条例の提案および議案の修正の提案に対し、市長その他執行機関の長が反対の意見を述べる機会を与えることができるものとする。	場 面	・ 質疑及び質問	議員または委員会による ・ 条例の提案 ・ 議案の修正の提案	反論権の行使 無
			行 使 者	・ 答弁者 反問を認めることができる	・ 市長 ・ その他執行機関の長 反対の意見を述べる機会を与えることができる	
板橋区 （東京都）	（区長等の反問権及び反論権） 第14条 区長等は、本会議の審議に必要な説明のため議長から出席を求められた場合において、議員から受けた質問の内容を明らかにし、又は整理する必要があると認めるときは、議長の許可を得て、当該質問の内容、趣旨、背景又は根拠を確認することができる。	同左 第14条 （略） 2 区長等は、本会議の審議に必要な説明のため議長から出席を求められた場合において、議員又は委員会から提出された条例案（区長が提出した条例案に対する修正案を含む。）に係る争点を明らかにし、及び議論を深める必要があると認めるときは、議長の許可を得て、意見を述べることができる。 3 区長等が委員会の審査又は調査に必要な説明のため委員長から出席を求められた場合については、前2項の規定を準用する。この場合において、前2項中「審議」とあるのは「審査又は調査」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。 4 全各項に定めるもののほか、反問権及び反論権の行使に関し必要な事項は、別に定める。	場 面	議員から受けた質問の内容を明らかにし、又は整理する必要があると認められた時に、以下を確認することができる ・ 当該質問の内容 ・ 質問の趣旨 ・ 質問の背景又は根拠	議員または委員会から提出された以下の事項に対して、争点を明らかにし、及び議論を深める必要があると認められた場合には、意見を述べることができる ・ 条例案（区長が提出した条例案に対する修正案を含む）	反論権の行使 無
			行 使 者	・ 区長等 確認することができる	・ 区長等 意見を述べることができる	

凡例： ①下線部 ：行使できる場面を示す。
②網掛け部：行使者を示す。